



当院の一般外来は

紹介予約制

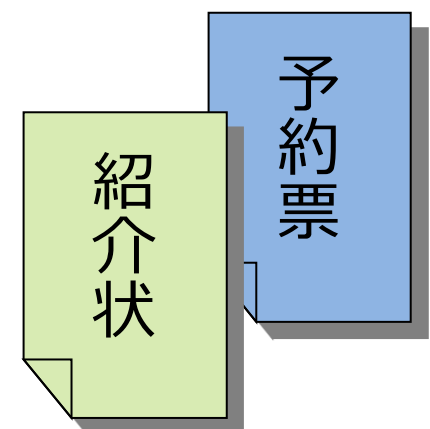
です

当院宛ての紹介状（診療情報提供書）と予約が必要です

当院は高度・専門的な医療を提供する

「高度急性期病院」であり、かかりつけ医にて当院の受診が必要と判断された方の診療を行っております。

従って受診を希望される場合は、かかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）と予約が必要です。



(ア) 当院の外来受診を希望される方は、まずお近くのかかりつけ医を受診し医師にご相談ください。

(イ) かかりつけ医にて当院への受診が必要と判断された場合、当院宛ての紹介状を書いていただくとともに、かかりつけ医から診察予約を取ってください。（当院から診察予約票を FAX します）

(ウ) 受診当日は当院宛て紹介状と、診察予約票をお持ちください。

(エ) 紹介状をお持ちでも予約がない場合

- 1) 受付時間は8:30～11:00までです。11:00を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。
- 2) 当日の診療状況により長時間お待ちいただいたり、別の日に予約をお取りいただく場合がありますので、原則としてかかりつけ医にて事前に診察予約をお取り下さいますようお願いいたします。



初診の選定療養費について

当院では医療機関の機能分担を進めるための厚労省の規定に基づき「他の医療機関からの紹介によらず直接来院した患者については、初診に係る選定療養費として自費で**5,500円**を徴収する」と定めておりますのでご了承ください。

（注）ただし選定療養費を払えば必ず受診できるというわけではございませんのでご理解をお願いします。

＜地域完結型医療の推進について＞

国は、質の高い医療を推進するために、「病院機能分担」と「地域完結型医療」を推進しています。全ての病期を一つの医療機関が担当するのではなく、急性期、回復期、慢性期など病期に応じて、それぞれの機能を有する医療機関が担当するのが「地域完結型医療」です。

当院は、「高度急性期病院」です。

「高度急性期病院」とは、緊急もしくは重症の患者さんに、病状が不安定な時期の集中治療、手術など、高度で専門的な医療を提供する病院です。

すなわち当院外来は、「かかりつけ医」での検査や治療が困難な場合や地域連携パスなどにより連携して医療を行っている場合の診療を担当しております。よって「かかりつけ医」からの **FAX 予約による完全予約制**としておりますのでご理解・ご了承ください。

なお、「かかりつけ医」がいらっしゃらない方は、当院「患者支援センター」にご相談ください。

＜厚生労働省HPより＞

地域完結型医療の実現

